

京都市国際交流会館整備計画作成業務委託募集要領

1 委託業務

京都市国際交流会館整備計画作成業務委託

2 事業の概要

(1) 委託業務の趣旨

本業務は、竣工後27年が経過した京都市国際交流会館その他付帯施設の現況調査を行い、劣化度を評価した上で、改修基本計画及び中長期整備計画を作成するものであり、ライフサイクルコストの縮減、予防保全及び長寿命化に寄与するとともに、国際交流拠点としてふさわしい魅力的な施設とすることを目的とします。業務の実施にあたっては、別添「委託仕様書」に基づき行ってください。

(2) 委託業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(3) 予定価額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(5) 支払条件

前払金は委託料の4割以内とする。部分払は行わない。

3 参加資格

参加資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 上記2本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。
- (2) 応募時点において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 京都市公契約基本条例第2項第3号に規定する市内中小企業であること。
- (5) 一級建築士事務所としての登録を有していること。
- (6) 一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること。
- (7) 平成18年4月1日以降、公共建築物（国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物）の新築、増築、改築又は改修の設計業務、又は基本計画策定業務を受注した実績があること。
- (8) 代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (9) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (10) 国税又は地方税を滞納していないこと。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (3) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

4 参加資格確認の申請に要する提出書類、提出期限、提出場所及び提出方法

説明書に記載する参加希望申出書（第1号様式）と併せて、以下のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ア 説明書に規定する「業務実績調書」（第2号様式）
- イ 説明書に規定する「管理技術者調書」（第3号様式）
- ウ 一級建築士事務所登録を証する書類（写し）
- エ 管理技術者が取得している一級建築士の免許の写し
- オ 管理技術者の3箇月以上の雇用を証明する書類

(2) 様式の入手方法

京都市情報館の総合企画局のホームページにある新着情報「京都市国際交流会館整備計画作成業務」の委託に係るプロポーザルの実施について」からダウンロードして印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000204371.html>

(3) 提出方法等

ア 提出場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（市役所本庁舎1階）

京都市総合企画局国際化推進室（担当：藤田，西村）

電話 075-222-3072 F A X 075-222-3055

イ 提出方法

持参，郵送又は信書便（必着）

ウ 提出期限

平成28年9月5日（月）まで。ただし，持参の場合は，閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に限る。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認結果は，以下のとおり通知する。

ア 通知予定日

平成28年9月7日（水）の発送を予定している。

イ 通知方法

郵送

ウ 参加資格を有しないと認められた者に対する書面による理由説明

(ア) 参加資格を有しないと認められた者は，参加資格の確認結果の通知をした日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に，書面により，参加資格を有しないと認めた理由について

説明を求めることができる。

- (イ) 前項の書面は、京都市総合企画局国際化推進室宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名及び理由を求める旨を記載し、社印及び代表者印の押印を行ったうえで、(3)アまで持参、郵送又は信書便にて提出すること。
- (ウ) 書面による説明を求められた場合には、当該書面を収受した日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、説明を求めた者に対し、質問に対する回答を書面にて発送する。

5 参加資格の確認結果の取消し

参加有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(4)による通知を取り消すことができる。

- (1) 受託候補者を選定する日時までに、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 受託候補者を選定する日時までに、3に規定する参加資格を喪失したとき。
- (3) 技術提案書を期限までに提出しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。
- (5) 技術提案書に記載した管理技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。
ただし、止むを得ない事情があるものとして「京都市国際交流会館整備計画作成業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が認める場合は、この限りではない。
- (6) 技術提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合。
- (7) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

6 受託候補者の選定方法

選定委員会において、提出された技術提案書を以下の項目について評価し、評価点が50点以上（満点の1/2以上）を獲得した者の中から、最も高い評価点の提案を行った者を受託候補者として選定します。（本プロポーザルは1者のみでの応募でも成立することとしますが、その場合でも評価点が50点以上を超えることを条件とします。）

- (1) 事務所の規模、技術者の資格の有無（第5号様式①）
 - ア 技術者数
 - イ 有資格者数
 - ウ 協力事務所
- (2) 管理技術者の実績（第5号様式②、第6号様式）
 - ア 管理技術者の資格及び経験年数
 - イ 管理技術者の同種業務実績
 - ウ 管理技術者の手持業務の件数
- (3) 業務実施方針（第7号様式）

本業務における取組方針、取組体制の妥当性及び配慮する事項
- (4) 提案事項に関すること（第8号様式①、第8号様式②、第8号様式③）

- ア 長寿命化のための改修の手法
 - イ 低炭素化のための改修の手法
 - ウ 国際交流拠点として魅力を高めるための改修の手法
- (5) 見積書（第9号様式）

7 技術提案書の提出書類、提出期限、提出場所及び提出方法

技術提案書は、以下のとおり提出してください。

(1) 提出書類

説明書に規定する「技術提案書（第4号様式～第9号様式）」を5部、電子データとともに提出してください。

(2) 様式の入手方

4(2)と同じ。

(3) 提出場所及び提出方法

4(3)と同じ。

(4) 提出期限

平成28年9月27日（火）まで。ただし、持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に限る。

8 ヒアリングの実施

提出された技術提案書の内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として選定委員会がヒアリングを実施する。

ヒアリングは9月29日（木）頃を予定しており、詳細は別途通知するものとする。また、当日は、管理技術者が出席するものとする。

9 選定結果の通知

- (1) 受託候補者の選定結果は平成28年10月3日（月）【予定】に理由を付して、技術提案書を提出した者全員に、書面を郵送して通知する。
- (2) 技術提案書を提出した者は、前号の通知をした日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、当該通知に関する説明を書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、選定委員会宛にA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、選定結果の通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し、社員及び代表者員の押印を行ったうえで、4(3)アまで持参、郵送又は信書便にて提出すること。
- (4) 説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。
- (5) 受託候補者の決定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表する。

10 スケジュール

参加希望申出書の提出期限	平成28年9月 5日(月) 午後5時まで
京都市国際交流会館見学希望締切	平成28年8月29日(月)
京都市国際交流会館見学	平成28年8月30日(火)
参加資格確認結果の通知	平成28年9月 7日(水) 発送
提案書申出書の提出期限	平成28年9月27日(火) 午後5時まで
ヒアリング及び審査	平成28年9月29日(木) 【予定】
受託候補者選定結果の通知	平成28年10月3日(月) 発送 【予定】

11 本公募に関する問い合わせ

本公募に関する問い合わせの方法等は、以下のとおりとする。

(1) 問い合わせ先

4(3)アに同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成28年9月12日(月) 午後5時まで

(3) 問い合わせに対する回答方法

上記(2)の問い合わせの期限の日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、4(2)のホームページに質問及び回答を掲載する。

12 京都市国際交流会館見学・貸与資料

(1) 京都市国際交流会館見学

平成28年8月30日(火) 午後1時から午後3時に、京都市国際交流会館の見学会を開催する。

参加を希望する者は、平成28年8月29日(月) 午後5時までに、企業名、代表者名、担当者名、電話番号、ファックス番号、見学会に参加を希望する旨及び参加予定人数を記載した書面(様式自由)を4(3)までファックスで送信すること。ただし、ファックスを送信した際は、必ず着信の確認を行うこと。見学会の詳細は、ファックスによる申込受領後に通知する。

(2) 貸与資料

本件の参加に際して、図面等の貸与を希望する場合には、あらかじめ4(3)に電話予約すること。貸与資料の種類については委託仕様書を参照すること。

13 その他

- (1) 3に掲げる参加資格のほか、委託仕様書で管理技術者及び業務担当者の資格要件を定めているので、注意すること。
- (2) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (3) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 本件に係る問合せ先

京都市総合企画局国際化推進室（担当：藤田，西村）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電 話：075-222-3072 F A X：075-222-3055